

【別 添】

国 自 安 第 2 5 6 号

平 成 2 6 年 1 月 2 7 日

公 益 社 団 法 人 日 本 バ ス 協 会 会 長 殿  
一 般 社 団 法 人 全 国 ハ イ ヤ ー ・ タ ク シ ー 連 合 会 会 長 殿  
一 般 社 団 法 人 全 国 個 人 タ ク シ ー 協 会 会 長 殿  
一 般 財 団 法 人 全 国 福 祉 輸 送 サ ー ビ ス 協 会 会 長 殿

国 土 交 通 省  
自 動 車 局 安 全 政 策 課 長

旅 客 自 動 車 運 送 事 業 者 に 対 す る 過 労 運 転 防 止 の 徹 底 に つ い て

今般、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）が施行されたことに伴い、道路運送法（昭和26年法律第183号）の一部が改正・施行され、旅客自動車運送事業者に対して事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講ずることを義務付ける規定が法文上明確化された。これは、現在においても過労運転が疑われる重大事故が発生しており、旅客自動車運送事業の安全性向上に対する社会的要請が特に高まってきていること等を踏まえて規定されたものである。

国土交通省においては、これまでも、旅客自動車運送事業に従事する事業用自動車の運転者の過労運転防止について、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）等の法令の遵守や乗務前・乗務後点呼の確実な実施、運転者の健康状態の把握、輸送の安全に関する指導監督等を徹底するよう累次にわたり旅客自動車運送事業者に対して指導してきたところであるが、道路運送法改正の趣旨にかんがみ、改めて運転者の過労運転防止を徹底し、より一層輸送の安全性向上を図るよう傘下会員に対し周知されたい。

◎特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律新旧対照表

○ 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）抄（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（輸送の安全等）</p> <p>第二十七条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）の遂行に必要な員数の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2  前項に規定するもののほか、一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員（次項において「運転者等」という。）の適切な指導監督、事業用自動車内における当該事業者の氏名又は名称の掲示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。</p> <p>3  国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が、第二十二條の二第一項、第四項若しくは第六項、第二十三條第一項、第二十三</p>	<p>（輸送の安全等）</p> <p>第二十七条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）の遂行に必要な員数の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理、事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員（次項において「運転者等」という。）の適切な指導監督、事業用自動車内における当該事業者の氏名又は名称の掲示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>2  国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が、第二十二條の二第一項、第四項若しくは第六項、第二十三條第一項、第二十三</p>

4| 条の五第二項若しくは第三項若しくは前二項の規定又は安全管理規程を遵守していないため輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、運行管理者に対する必要な権限の付与、必要な員数の運転者の確保、施設又は運行の管理若しくは運転者等の指導監督の方法の改善、旅客に対する適切な情報の提供、当該安全管理規程の遵守その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4| (略)

3| 条の五第二項若しくは第三項若しくは前項の規定又は安全管理規程を遵守していないため輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、運行管理者に対する必要な権限の付与、必要な員数の運転者の確保、施設又は運行の管理若しくは運転者等の指導監督の方法の改善、旅客に対する適切な情報の提供、当該安全管理規程の遵守その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3| (略)